

資料No.10
ウシ上顎臼歯

	咬合面	第4前臼歯		第4前臼歯		第1後臼歯		第2後臼歯		第3後臼歯		第3後臼歯	
		左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右
歯冠長	咬合面	18.0	18.1			29.0		33.3		33.6			
"	中央					27.0		30.7		31.8			
歯冠幅	咬合面							21.5		19.3			
"	最大							22.8		21.7			
歯冠高	頬側	16.7	16.6		14.0			24.0		32.0		32.0	
"	舌側									31.7		31.0	

単位:mm

資料No.12
ウマ下顎臼歯

	咬合面	No.1(2)		No.2		No.3	
		第3前臼歯	第4前臼歯	第2後臼歯	第3後臼歯	左	右
歯冠長	咬合面						
"	中央						
歯冠幅	咬合面	14.5					
歯冠高	頬側	30.3		34.6		34.2	
"	舌側	29.6		36.2		36.3	
下後錐谷長		9.1		8.5			
下内錐谷長		14.5		12.6		8.9	
double knot長	咬合面	15.8		15.6			
"	中央						
咬合面の傾斜		88°					
下内錐幅		6.2				3.6	

単位:mm

資料No.13
ウマ下顎臼歯

	咬合面	No.10		No.11	
		第1後臼歯	第2後臼歯	第3後臼歯	第3後臼歯
	左	左			
歯冠長	咬合面	24.6	28.0		
"	中央	—	25.3		
歯冠幅	咬合面	—	11.3+		
"	中央	—	12.1+		
歯冠高	頬側	71.2	76.2		
"	舌側	—	79.6	61.0	
下後錐谷長		9.2	9.1		
下内錐谷長		9.5	10.5		
double knot長	咬合面	15.7	14.0		
"	中央	14.3			
咬合面の傾斜		68°	75°		
下内錐幅		4.3	3.9		
歯根の様子		分歧開始	未分歧	未分歧	

単位:mm

資料No.13
ウシ下顎臼齒

	咬合面	第4前臼齒	
		右	左
歯冠長		23.0+	37.2
"	中央		37.2
歯冠幅	咬合面		13.8
"	最大		15.5
歯冠高	頬側		33.7
"	舌側	22.4	32.8

単位:mm

資料No.16
ウマ左大腿骨

	本標本	トカラウマ※		御崎馬※		木曾馬※	
		牡	牝	牡	牝	牡	牝
生生理長	345.0	312.4	319.3	345.8	348.1	349.6	
骨体中央矢状径	46.4	38.6	39.0	47.9	46.9	52.2	
骨体中央横径	37.5	37.7	39.7	43.2	43.9	48.4	
骨頸矢状径	51.8	49.4	50.2	54.4	55.1	60.0	
骨頭垂直径	43.7						
内側頸最大長	50.4						
内側頸最大幅	32.7						

単位:mm

※印は西中川・松本(1991)より引用

資料No.25
ウシ左脛骨
保存全長
骨体中央横径
骨体中央矢状径
骨体最小横径
骨体最小矢状径
遠位端最大横径
遠位端最大矢状径

単位:mm

資料No.28
ウマ左中足骨
中足骨最大径
近位端横径
近位端矢状径
骨体中央横径
骨体中央矢状径

単位:mm

VI 結語

1. 繩文時代晩期末～弥生時代中期の土器

前述のように、今回の調査では、縄文時代晩期末～弥生時代中期と考えられる土器が出土した。大半は造構に伴わない断片的な資料であり、その厳密な位置づけは困難である。

ここでは、北島遺跡の過去の調査で出土した弥生時代の土器も含め、ごく大まかにその様相と問題点に触れておくに止めた。

(1) 縄文時代晩期末～その直後の土器

東北地方南部以南の東日本では、縄文時代晩期末からその直後にかけて、大洞A（A1・A2）式・A'式系の土器群や千網式・水I式など浮線文系土器群、そしてやや遅れて参入する条痕文系土器群や遠賀川式土器が絡み合いながら、当該地域の弥生黎明期の土器群を生み出してゆく複雑な状況が見られる。

この時期の土器の様相や編年については、近年の優れた研究（設楽博己1982、石川日出志1985a、鈴木正博1985・1987など）によって、だいに光が射しつつあると言えるが、埼玉県域に限るとこの時期の資料は断片的であり、諸研究の成果と照合することが困難な場合も多い。

さて、本遺跡出土の三分岐の浮線文を持つ土器（第9図1）は、文様が直線化し、沈線文化している点から、嵐山町花見堂遺跡段階の浮線文土器よりも新しい様相と考える。田部井功による浮線文分類（田部井1985）では第四類に該当する。あえて近似する例を探せば、蓮田市関山貝塚、嵐山町屋田遺跡などが挙げられようか。花見堂遺跡段階の浮線文を「離山段階」（設楽1982、石川1985a）並行とすれば、本遺跡例は「トチガ原（水I式）」段階以降となろうし、花見堂遺跡を「花見堂」段階（千網式3期）（鈴木1987）とすれば、それよりも後出の段階と言える。概念の違いはあるが、いずれにしても浮線文系土器群では終末に近い段

階である。なお、屋田遺跡の縄文時代晩期末第II類土器は、本遺跡出土の第9図13に近似する。

第9図2は、やや古い可能性もあるが不明確である。

県内出土で、第9図6～11・17に近い例としては、川口市猿貝北遺跡第IX群第一類土器が挙げられる。この土器は、口縁部小破片であるが、本遺跡例と同様に、口縁部直下に幅広の平行沈線が施され、最も口縁に近い沈線に結節を持つものである。猿貝北遺跡では、この他に、細密条痕を施した後、口縁部直下に3条の幅広の平行沈線が施される小波状口縁の浅鉢など、細密条痕を地文とする土器群が出土している。

口縁部直下に幅広の平行沈線が施される深鉢や浅鉢は、中部高地の浮線文系土器群によく見られるところであるが、最も口縁に近い沈線に結節を持つ例が、長野県茅野市御社宮寺遺跡の水I式の深鉢にある。有肩の深鉢で、体部には縱方向に細密条痕を施した後、縱方向に鋸歯状沈線文が描かれる。本遺跡例とは、相違点も多いが、こうした文様の系統が中部高地の浮線文系土器群に辿れる可能性は大きい。

なお、細密条痕については、近年では小林青樹の研究（小林1991）がある。小林は、細密条痕の出現を東北南部の大洞A式古段階と考え、関東・中部高地への波及を水I式段階とする。

本遺跡第15地点の、口縁下に狭い間隔をおいて断面三角形状の微隆起線を作出する深鉢（第13図57）については、明確な類例がみえない。強いて言えば、鈴木正博が「荒海1式」比定の粗製土器様式として挙げられた拓影（鈴木1985第10図3）が近い雰囲気を持っている。また、神奈川県横浜市杉田遺跡や長野県岡谷市経塚遺跡、同南箕輪村北高根A遺跡には、微隆起線ではなく稜である点や口唇のキザミは持たない点で相違はあるものの、関連がありそうな粗製深鉢が見える。長野の二例は、水I式段階の浮線文土器に伴っており、

杉田例も氷I式段階の可能性がある。

第9図4・5の3条の平行沈線の最も下の沈線を上にえぐり込んで△字状文を作出する技法は、氷I式段階を比較的多く出土した深谷市上敷免遺跡（県事業団調査）に見られるが、いわゆる如米堂C遺跡の段階を問においた、四十坂（沖式）段階の再葬墓遺跡神泉村下阿久原平遺跡でも、埋設土器の表の肩部文様にも観察される。このことが、この技法の継続期間が長いことを意味するのか、氷I式段階と四十坂（沖式）段階の意外な近接性を意味するのか、ここで検討する余裕はないが、興味がもたれる。

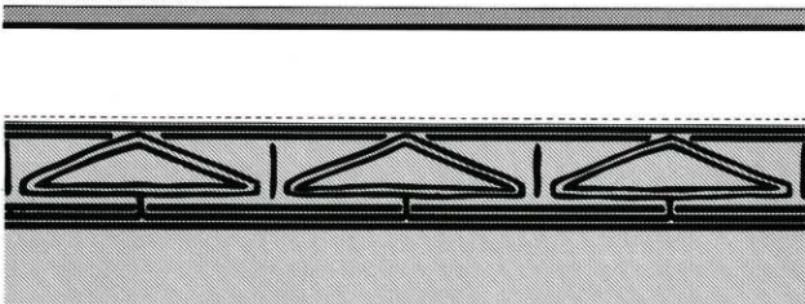
（2）弥生時代前期末～中期初頭の土器

第14地点③集中区出土の第10図18・19・(20)・21・22・24は同一個体の甕である。吾妻町岩櫃山鷹の巣岩陰遺跡・倉淵村上久保遺跡・松井田町上人見遺跡・藤岡市沖II遺跡など北関東西部を中心に見られる、口縁部がほぼ直立し、肩部に三角連繋文・菱形連繋文・変形工字文などの文様帯を持つ、いわゆる「岩櫃山系」變形土器の一類に含まれるものと考える。

県内では、岡部町四十坂遺跡・神川町前組羽根倉遺跡・神泉村下阿久原平遺跡に類例が見られる。

これら變形土器については、近年では葛西功や石川日出志・斎藤進・若狭徹などの研究（葛西1984、石川1985b、斎藤1990、若狭1992など）がある。

1図 變形土器の文様模式図



本遺跡例は、口縁部文様帯が未発達なこと、上下を平行沈線で区画された中に三角連繋文が一段のみ配置される幅狭の胴部文様帯を持ち、かつ、胴部文様帯の下限が胴部最大径を越えないことなどから、石川分類の變形土器A 1に該当する。變形土器A 1は、口縁部文様帯を欠如する他はA 1と共に特徴を持つ變形土器A 2と多くの遺跡で共伴する。A 1は、下阿久原平遺跡・沖II遺跡・上久保遺跡・上人見遺跡・吾妻町四ツ沢遺跡・岩櫃山鷹の巣岩陰遺跡単独出土土器などに見られ、A 2は、岡部町四十坂遺跡・上久保遺跡・沖II遺跡などに見られる。上久保遺跡では、いわゆる遠賀川系土器が、沖II遺跡・上久保遺跡では水神平式土器が伴うとされる。近年、「沖式」として弥生時代前期末に位置づけられている一群である。

一方、「岩櫃山系」變形土器でも、A 3・A 4に該当する岩櫃山鷹の巣岩陰遺跡B群などは、丸子式土器が伴うことも併せて弥生時代中期初頭とされている。前組羽根倉遺跡第1号再葬墓No.4土器については、かつて、岩櫃山鷹の巣岩陰遺跡B群とは同時期の畿内第II様式並行（新）段階と考えた（書上1985）。

さて、再び本遺跡例に戻ろう。本遺跡例の胴上部文様帯の三角連繋文（1図）は、他の四十坂（沖式）段階の三角連繋文と様相が異なり、縦区画沈線が加わったことを除くと、大洞A式の変形工字文の構成を比較的良く留めている。三角連繋文については阪島義雄や

徳山寿樹の研究（飯島1988、徳山1989）がある。本遺跡例は、飯島分類に照らすならば、上人見遺跡例や四十坂遺跡舟形鉢例とともに第1類型となろう。

しかし、飯島も触れているように、これをもって、本遺跡例や上人見遺跡例が四十坂（沖式）段階の中で、古い段階に位置するかは難しい。検討は別に委ねるが、おそらくは、一系列ではなく、いくつかの類型が絡み合って共存したのが実態で、仮に甕の文様に採用されないとしても、例えは鉢などに古い文様構成が保持され、再び出現するような状況も考え得るかもしれない。

頸部と胴部上半の境に段を作出する例は、実見していないため、不明確であるが、美里町如来堂C遺跡・上人見遺跡・四十坂遺跡・沖II遺跡に有るようである。

同じく第14地点③集中区出土の条痕文系の壺（第11図32）は、特有の黄白色の胎土を持ち、搬入品の可能性が考えられる。「貝殻原体の波状文プラス横位直線文の紋様帶」（谷口1996）に該当し、丸子式に先行する中期最初頭段階（石黒1985、谷口1993・1996）とされる一群に含まれると思われる。

谷口は、「丸子式」は中期の最古段階ではなく、やや遅れた時期に比定される」ことを強調し、波状文プラス横位直線文の紋様帶を持つ「条痕壺」と伴う段階となむわち「岩櫃山」以前で、「中期の頭」の段階を確実に存在するはず」と言う。

本遺跡の場合も、前述の三角連繋文を持つ甕が、波状文プラス横位直線文の紋様帶を持つ「条痕壺」と同一集中区で出土したことなどをどう考えるのかが大きな問題である。沖式の土器群が、概して安易に弥生時代前期末に位置づけられることへの警鐘として聞いておきたい。各遺跡土器群の再検討が早急に必要となろう。

第1号再葬墓出土の甕（第8図1）は、「岩櫃山系」變形土器と推定する。胴上部に広義の磨消繩文による文様帶が予測されること、胴下半部に半截竹管状の原体を束ねた粗い条痕が施されることなど、前組羽根倉遺跡第1号再葬墓No.4土器に近似する点が多い。したがって、この土器の時期については、ほぼ前組羽根倉（岩櫃山B群）段階、下っても深谷市上敷免（再葬墓：

平沢式）段階と思われる。

（3）弥生時代中期前半の土器

第14地点弥生土壤群SK1出土の第8図2～4は、中型の細頸壺である。著しい風化のため、文様構成は不明な点が多い。細頸壺の頸部の沈線区画、縱走羽状文、繩文施文から、とりあえず、上敷免（再葬墓：平沢式）段階以降、熊谷市池上（池上式）段階までの幅の中までとらえておきたい。

第16地点の細頸壺については、区画的な刺突列点文や鋸齒状沈線文などから、池上段階以降で、後述の上敷免（住居：御新田）段階まで下る可能性もある。

（4）弥生時代中期後半の土器

既に報告がなされている北島遺跡第2・9・10・12の各地点の調査（浅野他1989、中村1989、大谷1991）においても、弥生土器が検出されている。これら北島遺跡でも北側の各地点で出土した弥生土器は、弥生時代中期後半以降に位置付けられる可能性が高いものが主体で、第14・15地点でみられるような中期前半以前にさかのばり得るものは含まれない。

第9地点井戸跡出土の胴部上半に繩文が施された甕は、「吉ヶ谷式土器の祖型」として報告された池上遺跡4類（中島 宏1984）に含めて良いものと考える。

第9地点に隣接する第12地点では、2本同時施文沈線で波状文・直線文を描くもの、1本引き沈線で重四角文を描くものが出土している。細頸壺の頸部と推定される破片では、段を作出してそこに区画的に刺突列点文を施す例がめだつ。これらに類似するものは、池上・小敷田遺跡の中にも若干含まれるが、深谷市上敷免遺跡Y-3号・Y-4号住居跡（瀧瀬ほか1993）に典型的な例が見られる。Y-3号住居跡出土の細頸壺は、3本同時施文沈線による波状文と繩文が重層的に施文される壺である。頸部に2カ所、頸部と胴部に1カ所の段が作出され、刺突列点文が区画的に施される。伴出した破片資料の中には2本同時施文沈線の例や重四角文を描く例が含まれる。注目すべきは、同

一住居から北島遺跡第9地点出土の甕と近似する池上遺跡甕4類が出土していることである。この共伴関係はY-4号住居跡や深谷市宮ヶ谷戸遺跡Y-1号住居跡でも確認できる。

こうした組み合わせの土器群については、栃木県壬生町御新田遺跡（細谷・尾花1987）を基に、「御新田段階」（岩上・藤田1997）あるいは「御新田式」（石川1996-1997）として最近議論が活発になっている土器群との関連に注意がはらわれる必要があろう。御新田遺跡では、これらに東北地方南部の二ツ釜式、中部高地の栗林式が伴っているとされ、関東地方南部で宮ノ台式と共に「須和田」系土器についても、「御新田式」の系統で考えられるものが含まれるという（石川同上）。

池上遺跡の主体となる土器群（池上式）には、二ツ釜式に先行する南御山2式が明確に伴う。

北島遺跡第12地点では、前述の土器群に混じて、栗

林式～百瀬式段階に相当すると思われる櫛描文系土器が出土している。今後、埼玉県北部における池上段階以降、寄居町用土平遺跡の段階以前の土器様相を考える上で、吉ヶ谷式土器の成立についても絡めて、大いに検討し、議論すべき問題と考える。

（書上 元博）

（追記）

今回の発掘調査において、第14地点で再葬墓に近接して、覆土内に焼骨片や焼土が多量に含まれる土壤群が検出されたことは、弥生時代初頭の再葬墓の性格や再葬プロセスを考える上できわめて重要な発見と言える。別項を設けて検討する予定であったが果たせ残念である。出来るだけ早い時期に機会を持つつもりである。

主要参考文献

- 愛知考古学談話会 1985『〈条痕文土器〉文化をめぐる諸問題—甕文から弥生一』資料編Ⅰ
1988『〈条痕文土器〉文化をめぐる諸問題—甕文から弥生一』資料編Ⅱ・研究編
- 浅野晴樹 他 1989『北島遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第81集
- 荒巻 実 他 1986『C11 沖II遺跡』藤岡市教育委員会
- 飯島義雄 1988『所謂「三角進繁文」の構造とその系譜』『群馬の考古学』
- 石川日出志 1985a『中部地方以西の甕文晚期浮線文土器』信濃第37巻第4号
1985b『関東地方初期弥生式土器の一系譜』『論集日本原史』
- 1996『東日本弥生中期広域編年の概略』『YAY!』
- 石黒立人 1985『〈条痕文土器〉文化をめぐる若干の問題』マージナルNo.5
- 井上尚明 他 1984『屋田・寺ノ台』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第32集
- 岩上照朗・藤田典夫 1997『栃木県における弥生時代中期後半の土器群—「上山系列」の提唱—』栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センター紀要第5号
- 大谷 做 1991『北島遺跡（III）』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第103集
- 葛西 功 1984『菱形土器の変遷（上）—関東地方の弥生時代初頭を中心に—』史館16号
- 者上元博 他 1985『神川村前組羽根倉遺跡の研究』埼玉県立博物館紀要12
- 栗原文蔵 1960『四十坂遺跡の初期弥生式土器』上代文化第30輯
- 栗原文蔵・石岡憲雄 1983『四十坂遺跡の初期弥生式土器再論』埼玉県立歴史資料館紀要第5号
- 群馬県考古学談話会 1983『第4回三県シンポジウム 東日本における縄文期の弥生土器』
1986『第7回三県シンポジウム 東日本における中期後半の弥生土器』
- 小出輝雄 1997『甕文時代末期から弥生時代中期前半の遺跡について』埼玉考古第33号

- 小林青樹 1991「浮縫文土器様式の細密条痕技法」國學院大學考古學資料館紀要第7輯
- 埼玉考古学会 1976「埼玉県土器集成4 繩文晚期末葉～弥生中期」
- 斎藤 遼 1990「関東地方における弥生時代成立期の様相」東京都埋蔵文化財センター紀要VIII
- 設楽博己 1982「中部地方における弥生土器の成立過程」信濃第34卷第4号
- 杉原莊介 1967「群馬県岩櫃山における弥生時代の墓址」考古学集刊第3卷第4号
- 杉原莊介 他 1969「殿内（浮島）における縄文・弥生両時代の遺跡」考古学集刊第4卷第3号
- 鈴木正博 1981「「荒海」断想」利根川1
- 1983「『如来堂』事情」利根川4
- 1985「『荒海式』生成論序説」「古代探査II」
- 1987「埼玉県に於ける繩紋式の終焉」『埼玉の考古学』
- 間 義則 1983「須和田式土器の再検討」埼玉県立博物館紀要10
- 田中國男 1944「縄文式弥生式接觸文化の研究」
- 田部井功 1985「縄文晚期・浮縫文土器の研究—文様の構造と系統について—」「古代探査II」
- 池瀬亮之・村田章人 1993「上歎免遺跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第124集
- 谷口 雄 1993「奈良紋系土器の東方への伝播と変容」「縄古論聚—久保哲三先生追悼論文集」
- 1996「奈良紋系土器」「YAY！」
- 徳山寿樹 1989「北関東西部における弥生前半の有文彫形土器—「縦区画」・「縦区切り」系土器群について—」土壤考古第14号
- 中島 宏 他 1984「池守・池上」埼玉県教育委員会
- 中村貞司 1989「北島遺跡（II）」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第88集
- 中村五郎 1982「縦内第I様式に並行する東日本の土器」
- 1988「弥生文化の曙光—縄文・弥生両文化の接点—」
- 経間真一 他 1987「上歎免遺跡」深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書
- 星田享二 1976「東日本弥生時代初頭の土器と墓制」史繪7号
- 増田逸朗 他 1980「甘柏山」埼玉県遺跡発掘調査報告書第30集
- 村田章人 他 1994「清水上遺跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第152集
- 吉川國男 1982「西関東における弥生文化の波及について」埼玉県史研究第9号
- 吉田 稔 他 1991「小牧田遺跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第95集
- 若狭 敏 1992「北西関東における弥生土器の成立と展開」駿台史学84
- 1996「群馬県地域」「YAY！」

2 北島遺跡の線刻をもつ紡錘車について

はじめに

今回の調査では、線刻をもつ石製の紡錘車が2点出土している。ここではこの2点について、少し検討してみたいと思う。

はじめに実測図について付言しておきたい。断面形が台形を呈するものについては、民俗例などから紡錘車の広い面を、紡いた糸を巻き取る側の面(=上面)とすることが多いとされている。そこで実測図を描く場合も、広い面を上にした逆台形で表現することが一般的になるつつある。

しかし、今回検出された線刻をもつ紡錘車は、2点とも側面にも線刻が施されている。断面が台形を呈する紡錘車の側面に線刻を行う場合、おそらくは小さい方の面を上にした状態(=正台形)で線刻したのではないかと思われる。その場合、この線刻をみると同じ様であったのではなかろうか。

糸を紡ぐというのが本来の目的である以上、紡錘車が使用される状態にして実測するべきとも思われるが、線刻を行うにはそれなりの意味があったと考えられ、そちらに重きを置いて正台形で表現することとした。

そしてこの2点の実測図について正台形のかたちで図化する方針としたため、今回の発掘調査で検出されたすべて紡錘車は、線刻の有無に関わらずこれに合わせることにした。

そこで、文中での説明の便宜上、小さい方の面を上面、大きい方の面を下面と表現することにしたい。

なお本項の記述が、本文中の事実記載と重複することもあるが、敢えてそのままとした。ここで2点の紡錘車について記述するための都合上、本文中に掲載した実測図をここでも掲載し、記述のために必要な箇所にA・B・C……とアルファベットを振った。

(1) 北島遺跡の線刻をもつ紡錘車

今回の調査で、線刻をもつ紡錘車が出土したのは、ともに第14地点の住居跡である。1つはS J 46(1・

2)、今1つはS J 59(3・4図)からの出土である。

以下に個別の記述をしていきたい。

■第46号住居跡出土例

S J 46の長径×短径×深さは4.19×2.94×0.22mである。東カマドで、カマド北側が丸みをもちながら0.7m程張り出している。この張り出している部分の小穴を貯蔵穴と推定した。

S J 46の紡錘車は、この貯蔵穴の西約35cm、床面直上からの出土である。

S J 46は遺存状況が悪く、出土した遺物もきわめて少数で、紡錘車以外には土師器環3点・甕1点・須恵器1点・鉄製刀子1点が出土したのみである。9世紀中頃と考えられる。

紡錘車は、上径3.2cm・下径4.3cm・厚さ1.2cm・孔径0.7cm、重さ37.1gを測る。滑石製で、若干剥離した箇所があるがほぼ完形。使用痕として、明瞭なものは認められない。

上面・下面・側面とともに線刻が施されている。下面の線刻は鮮明であるが、上面はやや不鮮明である。側面は、他の面よりは磨滅しており、線刻が不鮮明である。

上面・下面是滑らかである。側面も比較的滑らかではあるものの、横方向に磨ったような細かい線が多数みられる。側面を面取りした際の調整度であろうか。

のちほど紹介するS J 59の紡錘車は線刻は摩滅が激しく、使用された痕跡であると思われるのに対し、本例は線刻が比較的明瞭に残っている。S J 46例が滑石製、S J 59例が蛇紋岩製という石材の違いと、使用頻度の違いによるものであろうか。

本例の上面には軸孔を中心として、先端部に丸味をもつた8枚の花弁が描かれている。線刻自体は雑で、花弁は大きさや形もまちまちに描かれ、全体的に緻密さに欠ける。一見、走り描きしたかのように、時計回りで描き送っている。

この花は意匠として、何の花を描いたものであるかは判断できず、不明である。

下面も、軸孔を中心として花が描かれている。各部位の正否はともかくとして、花弁が外側と内側の2重に線刻されているように見受けられる。外側に描かれている花弁は、1枚1枚の区別が明確ではない。そのため花弁の数え方にもよるが、15枚程度が描かれていると思われる。これらの花弁は先端部が尖り、斜線部の膨らんだ三角形に近い形状を呈している。

内側には、8枚の花弁らしきものが描かれている。この花弁は全体的に丸味をもっており、橢円形に近い。

上面の線刻に較べ、下面是線刻自体のブレも小さく、意匠全体のバランスも整っているといえる。上面の雜

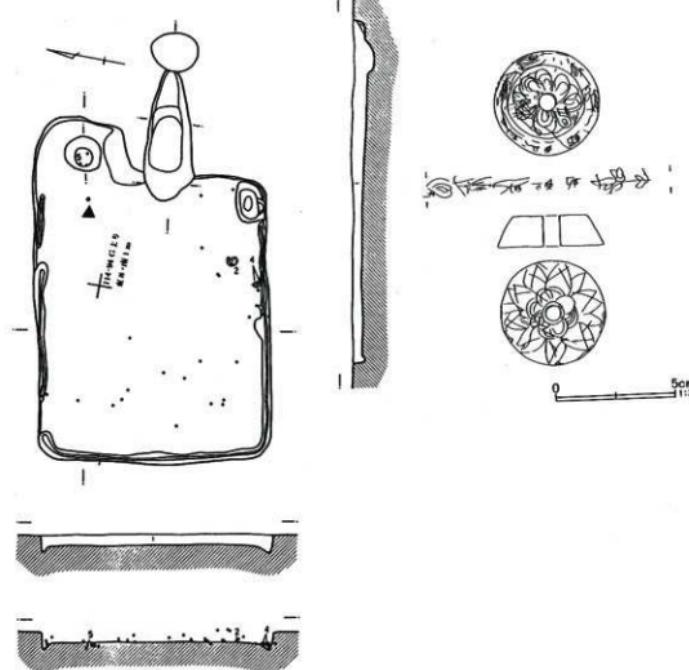
さに較べ、下面是丁寧に線刻されている。

確証はないものの、下面の意匠は外側の花弁の形からみても、蓮を描いているのではなかろうか。その場合、外側が蓮の花弁であり、内側は心皮を表しているのであろうか。

しかし、そういった細かな点まで意識した意匠ではなく、大まかに「蓮」という花を表現しているのみであるのかも知れない。とにかく細かな部位まで意識してはいるとも、蓮を描いている点については、可能性が高いと思われる。

「蓮」というと、1つのイメージとして仏教との関連

1図 第14地点第46号住居跡



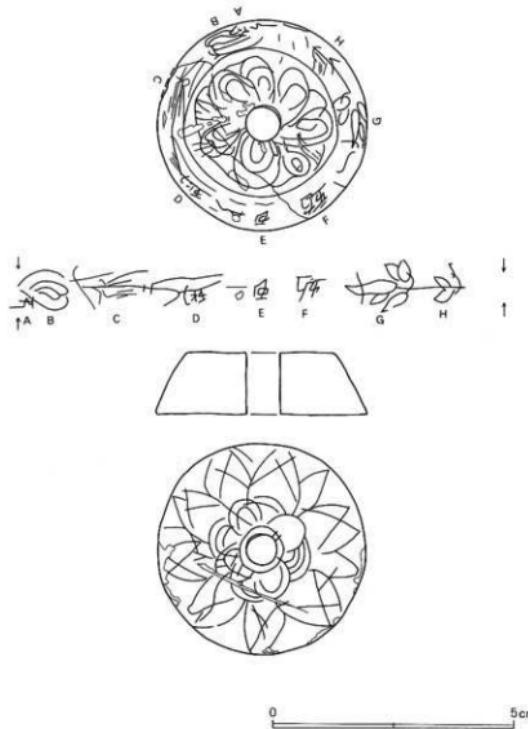
をまず思い浮かべることが多い。しかし調査し得た範囲においては、本例を出土した住居跡の規模・形状などの内容や出土遺物には、これといった特徴ではなく、仏教を想起させるような痕跡は観られなかった。

下面か蓮を描いているとしたら、上面でも何か特定の種類の花を描いているのであろうか。それとも、とくに種類にこだわることなく、ごく大雑把に「花」として描いているのみであろうか。

側面は表面の磨滅のため、線刻は上面・下面に較べ不明瞭である。紡錘車（2図）の側面を左から順に観察してみたい。但しこの側面図は、側面全体に線刻されているものを、空白部分で便宜上切って図化したものであり、このこと自体には意味はない。側面としては一連のものである。

側面図の左端では、下面側に記号状の線刻(A)がみられるが、具体的な意味は不明である。そのすぐ右側

2図 第14地点第46号住居跡出土紡錘車



には左側がやや尖った楕円形の線刻(B)がみられる。

この形状から花弁を表現しているようにも思われるが、これが1枚の花弁であるか、または1輪の花であるのかまでは判断できない。次いでその右側には、横方向に延びる線刻(C)がある。

この横長の線刻の、右端付近に重複するようにして記号状の線刻(D)がみられる。あるいは、この部分は横長の線刻の一部分を構成しているのであろうか。

この右側には、記号状のものが2箇所、それぞれ独立したかたちで線刻されている。左側のもの(E)については、一見「風」または「虫」のような印象さえ受ける線刻である。右側のもの(F)については、他の線刻と同様に意味不明といわざるを得ない。

そしてこの右側の線刻は、植物を横方向にし、左側を植物の上側として描いたものと推定される。まず左端に花または花弁(G)を入れ、次いでその右方向には茎を描く。途中茎からは、葉または花が伸びているような表現(H)がみられる。

この意匠から考えると、側面図の左端に描かれてる横長の線刻(B～CまたはD)も、左側を上にして植物を表現している可能性が考えられる。その場合Bは花弁、Cは茎および葉の部分に相当するのであろうか。

B～CまたはDの部分とG～Hの部分がともにも植物を描いているとすれば、側面には植物が2箇所線刻されていることになる。この実測図では、植物同士は離れてしまっているか実際には並んでおり、この植物に挟まるるようにして記号状の線刻E・Fが行われていることになる。

因みに、この「植物」の描き方からみて、側面の線刻は左から右へ反時計回りに線刻されたものと推定される。

本例は上面と下面に花が1点づつ線刻されている。そして側面には、花だけではなく茎や葉と推定される部分もみられ、1本の植物全体が表現されている線刻が、1ないし2箇所観察される。

従ってこの紡錘車は、記号状の線刻については不明であるものの、上面・下面・側面に植物が3ないし4箇

所描かれていることになる可能性が高いといえよう。

b 第59号住居跡出土例

S J 59の長径×短径×深さは $5.59 \times 4.31 \times 0.15\text{m}$ のやや方形に近い隅丸長方形を呈する。北と東の2箇所にカマドが検出されている。規則的にはS J 46よりも一回り大きいといえる。

S J 59は、今回の調査で検出された住居跡のうちでは比較的遺存度が良好な部類に入り、出土した遺物も石製紡錘車のほかに土師器壺4点・甕4点、須恵器壺9点のほか、土鍾1点、鉄製刀子2点、貝果穴底泥岩1点の総計22点が検出された。9世紀中頃と考えられる。紡錘車は床面直上から出土した。

線刻をもつ紡錘車は、上径4.4cm・下径5.1cm・厚さ1.2cm・孔径0.8cm、重さ67.1gを測る。蛇紋岩製で、部分的に剝離している箇所があるがほぼ完形である。

紡錘車は、上面と側面に線刻をもつが、下面にはないと思われる。S J 46の紡錘車に較べて表面の磨滅が激しいため線刻は不鮮明で、とくに上面の線刻はほとんど消えてしまった状態であると思われる。使用痕として明瞭なものは認められないが、線刻が摩滅しているという事実は、紡錘車としての機能を果たしていたことの傍証であるといえよう。

上面は、軸孔の周囲1cm程が円状に僅かにではあるが窪んでいる。便宜上、外側の部分を外周、内側の窪んでいる部分を内周と呼称することにする。

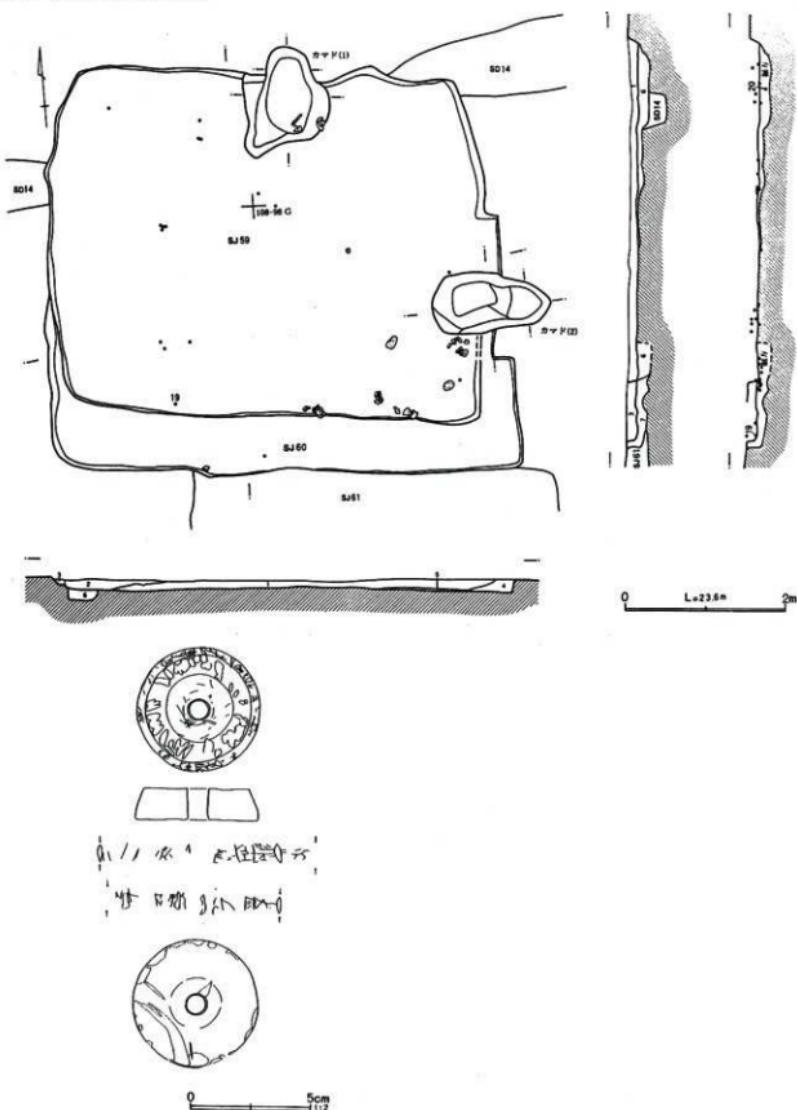
外周は、表面の痛みが最も激しい部分である。そのため不確かではあるものの、長さ6mm・幅2mm程のキズ状を呈する幅広の線が、不規則な規模・形状・配置で施されているようと思われる。

このキズ状を呈する幅広の線(J)は、上面のものだけを観るならば人為的とは考えないのであろうが、側面にも面を区画するように配されていることから、人為的な可能性を考えた。

内周は、外周よりは表面の痛みが小さいものの、磨滅した線刻が部分的に残っているのみで、何か描かれているのかは不明である。

内周は、僅かではあるが凹面であるにもかかわらず

3図 第14地点第59号住居跡



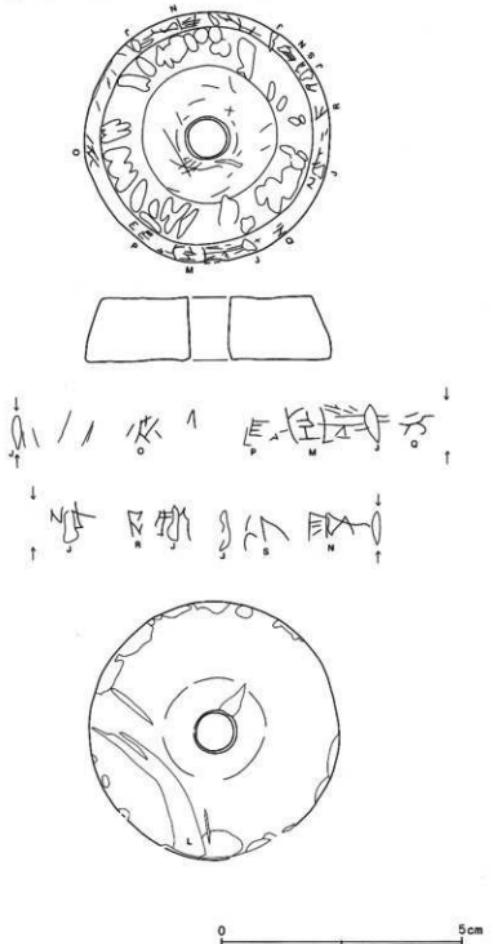
線刻が摩滅しているのは、ただ単に使用頻度が高かつたためなのであろうか。

実測図で下面の左下に表現してある線(L)は、発掘調査時点で造構確認をしている際についてしまったキズであり、線刻ではない。輪郭線近くの線は、表面が

剥離している部分である。また軸孔の周間に表現されている円弧は、僅かに観られる稜線を意味する。

側面には、既に述べたように長さ6mm・幅2mm程の、キズ状を呈する幅広の線(J)が、垂直方向に6箇所観察される。この幅広の線は、円周上に均等に観られ

4図 第14地点第59号住居跡出土紡錘車



るわけではなく、ほぼ半周分の中に納まっており、残りの半周には観られない。側面にみられるこの幅広の線は、上面のものよりは形状・間隔にも規則性があり、側面自体または線刻を画するために人為的に施されたものと思われる。

時期や地域は異なるが、参考例として埼玉県鴻巣市新屋敷遺跡D区から出土した線刻紡錘車の写真（大谷1997）を観ても、側面に放射状の線刻を行っており、側面を区画しているような印象を受ける。

S J 59出土紡錘車の側面にみられる線刻は、上面ほどではないか磨滅しており、失われてしまった箇所もあると思われる。本例における線刻は、1つの単位が横長に広がるものではなく、概ね1つ1つが独立していると思われる。しかし、これらが何を意識しているものであるのか。文字・記号・文様または絵であるのか判別できない。

実測図中の(M)は、国構え（口）をもつ文字のような形状であり、(N)についても「月」または「目」に近い形状である。しかし、これらは飽くまでも形状を一瞥しての印象であって、無論根柢をもったものではない。

(2) 紡錘車の使用痕について

紡錘車はその名の由来のごとく、糸に撚りを掛けるための弾み車である。その機能の性格上、使用の痕跡が残る部位と要因は以下のものが考えられる。

1：上面または下面

2：側面

3：軸孔の内面

1については、撚りを掛けた糸を巻き取る際に擦れることによって、上面または下面につく痕跡が考えられる。巻き取るものが糸という性格上、痕跡は残りにくと思われる。

2については、糸に撚りをかけるために指で紡錘車を回転させる際に生ずる指擦れによる痕跡が考えられる。

3については、紡錘車が回転することによって、芯

棒である紡茎と紡錘車の軸孔と擦れ合うために生じる痕跡を考えたものである。しかし、この他に痕跡として残り得るとすれば、紡茎を紡錘車に装着・離脱する際に擦れた痕が残ることが考えられる。

つまり、紡茎は紡茎自身と紡錘車、そして紡いた糸の重量を支えるほか、繊維に撚りをかけるために紡錘車ごと回転をさせることからある程度、紡錘車との密着性が必要となる。そこで紡茎は、紡錘車の孔にねじり込むようにして装着するくらいにきついものであつたと思われる。このことから、この時紡錘車の孔の内側につく痕跡は、横方向もしくは斜め方向に近いものが多いと考えられる。

これまでの検出事例からみて、鉄製紡錘車を除いて紡茎は木製であった可能性が高い。紡茎が装着されたままの状態で腐食した場合には、紡茎を装着する時につけた痕跡、または紡錘車を使用することによって紡茎との擦れによって生じた痕跡が残っていることになる。また、紡錘車から紡茎を抜き取っていれば、抜き取り痕がみられることになる。きつい紡茎を、回転させながら抜き取っていれば横～斜め方向、そのまま抜き取っていれば縱方向の擦痕が残ることになる。

紡錘車のもつ機能の性格上、1～3ともに使用痕は残りにくく、使用痕であると明言できるものは少ない。

今回の調査で検出された2点の、線刻をもつ紡錘車について使用痕を観察してみたいと思う。

北島遺跡第14地点のS J 46出土例については、表面が光沢をもちきわめて滑らかで、明瞭に使用痕と指摘できる箇所がない。側面の下端部（=下面側）が、他の部分に較べてより滑らかに思われたのは、垂らした紡錘車に回転をかける際の指擦れであろうか。

但し側面には、面取りする際の調整痕と思われる横方向の細かなキズが多数残っており、また線刻の残りも良い。紡錘車の使用による指擦れが少なかったと思われる。

上面・下面についても線刻の残りは良く、糸を巻き取ることによって線刻が不鮮明になっているといった状況はみられない。下面に較べ、上面が若干線刻が不

鮮明であるのは、糸を巻き取る面を示しているのであろうか。その場合、通常下面に巻き取ったといわれているのとは異なることになる。

本例の問題は別として、糸の巻き取り面がどちらであったのかという問題については、原則的には単に糸を巻き取るだけのことであり、その際に下面の方が面積が大きく、たくさんの糸を巻き取れるということである。紡錘車へ糸を巻き取りはじめる段階で、上面よりも下面の方が糸が面に触れる面積が広くなる、という点がそれほど大きな意味をもつてはあらうか。多くの糸を巻き取ろうとするならば、軸棒に多く巻き付ければ問題ではなく、紡錘車の上面なり下面の面積の差が巻き取る糸の量に大きく影響を及ぼしたとは思われない。民俗例では下面を使用していることが多いとはいえる、厳密に下面のみを使用したとはいえないのではないかろうか。

但し祭祀などにより、その紡錘車にただ単に糸に燃りをかけ、巻き取るという以外にも意味をもたせ、しかも上面なり下面を意図的に使用したり、また使用していなかったりした場合は、特定の面のみが使用されたことになる。

北島遺跡第14地点のS J 46・S J 59出土例はともに線刻をもっていることから、何らかの意味づけがあったと思われるが、その内容は不明で、使用面も明言するには至らなかった。

S J 46出土例の孔の内側は、不鮮明ではあるものの横～斜め方向の擦痕が観察された。木製の紡茎が腐食してなくなったと仮定して、この擦痕は紡茎を紡錘車に装着する際に、紡茎を回転させながら行った痕跡と推定される。

S J 59出土の紡錘車は、非常に不鮮明な線刻であり、内容はもちろん文様であるのか記号であるのか、あるいは文字であるのかすら分からぬ状態である。表面を観察してみると、現存している線刻が当時と同様の姿であるのかという点に疑問をもたざるを得ない。摩滅によって、本来の形状が失われている箇所も少なからずあると思われる。この点については下面も同様で、

キズ状にみえる線もあるいは線刻の名残であるのかも知れない。

S J 46の紡錘車も例外ではないが、S J 59例については摩滅によって失われている線の可能性を念頭に置いて、再度検討の必要性を感じる。

(3) 線刻の種類

a 線刻の実例 文様・記号・絵

紡錘車の線刻の種類としては以下のものが考えられるが、筆者の怠慢と準備不足のため集め得た資料がきわめて限られており、主なもののみをみていくことにする。紡錘車全般および線刻をもつ紡錘車に関しては、井上唯氏の収集された資料（井上1987・1996a・b）に負うところ大であることを予め述べておきたい。

線刻の内容には以下の5種類が考えられる。

- A : 文様・装飾
- B : 記号
- C : 絵
- D : 文字
- E : その他

統計を取った上でのことではなく、あくまでも印象でしかないが、紡錘車の大部分は線刻をもたず無紋である。線刻は例外的といって良いかも知れない。その数量的に限られた中で、線刻として最も多くみられるものは、Aの文様・装飾ではないだろうか。Aについては主なものとして、a：軸孔を中心として放射状に線刻を行うもの

（5図1～5）

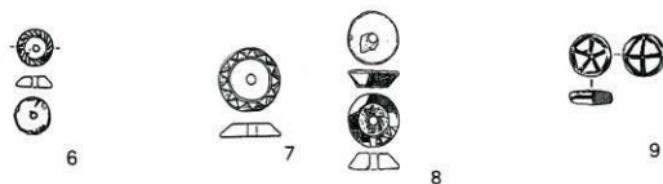
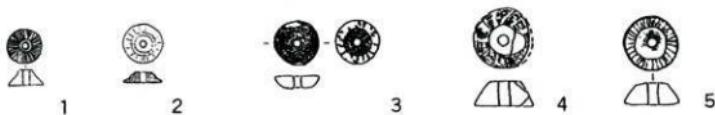
b：軸孔を中心としてラセン状に線刻を行うもの

（同図6）

c：幾何学的文様（同図7～9）

そしてこれらの文様は、紡錘車の上面または側面に施される例が多いといえる。

aの放射状の線刻については、5図（以下同じ）1（群馬県前橋市荒砥鳥原遺跡E区16号住／6世紀後半）のように細密に線刻されているものや、2（埼玉県児玉町後張遺跡99号住／6世紀中頃）・3（前橋市二



1 群馬県前橋市荒砥島原遺跡 2 児玉町後張遺跡 3 前橋市二之宮千足遺跡 4 群馬県吉井町川福遺跡 5 前橋市荒砥上川久保遺跡 6 吉井町羽田倉遺跡	7 東松山市駒場遺跡 8 茨城県尾島貝塚祭祀跡 9 群馬県太田市庚塚・上雷遺跡 10 群馬県沼田市戸上源訪遺跡 11 尾島貝塚祭祀跡	1・3～6・9・10は井上1996a・b、2 は立石1983、 7は栗原1974、11は八見1988から転載。 縮尺率は8・10・11は1/4、他は1/5。
--------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------

之宮千足遺跡2区22号住／8世紀後半)のように少ない線数で大雜把に線刻されてのみであるもの、そして4のように側面に横方向の調整痕を残し、これに放射状の線刻を施したものもある。4(群馬県吉井町川福遺跡5号住／9世紀後半)にみられる側面の横方向の調整痕は、ある程度装飾的な意味合いも含まれているのであろうか。

さらに5(前橋市荒砥上川久保遺跡5区29号住／6世紀前半)のように、線刻というよりも側面を細かく面取りするように削り込んで放射状の文様を造りだしている例がみられる。

bについては6(群馬県吉井町羽田倉遺跡69号住／10世紀前半)が挙げられる。

cの幾何学的文様についても鋸歯状の文様が代表的であると思われる。そして7(埼玉県東松山市駒場遺跡10号住／5世紀後半)のように、これに横線を組み合わせたものや、8(茨城県尾島貝塚祭祀跡遺跡39号墳)のように綾杉紋を充填した例が挙げられる。

また、土製ではあるが9(太田市庚塚・上雷遺跡1号住／4世紀代)のような例もみられる。

なお鋸歯紋の線刻されるのは、大部分が側面であると思われる。

これらの他に、上面ないし下面に、面取りの際の調整痕を装飾風に残していると思われるもの例も存在するとみられるが、ここでは具体的な資料を確認することはできなかった。

Bについては、何を以て記号とするかが不明確であるといわざるを得ない。あるいは文字として線刻されたものが、我々の目には記号風に映るために「記号」と判断してしまっている例もあるのであろうか。文字を崩したり、略して線刻している場合はより一層文字として判断できなくなるといえよう。

埴輪や須恵器等によくみられるヘラ記号のように、明瞭に記号としての意味をもたせているものか否かの根拠はきわめて弱いといわざるを得ない。

10(群馬県沼田市戸神遺跡A区47号)では文字や絵の線刻のほかに、「×」の線刻が認められるとされ

ている(井上1996b)。

S J 46例およびS J 59例も同様であるといえるかも知れない。前者のE・F(2図)の部分や、後者のM-S(同図)の部分は1つ1つが独立して線刻されており、形状から観て文様・装飾または絵とも思われない。可能性を消去法で考えるならば、記号または記号風であるが、やはりこのうちの幾つかについては文字の可能性が否定できない。

Cについては、A-Dの中で最も資料数が少ないのではなかろうか。井上唯雄氏の収集された多数の線刻をもつ紡錘車の資料の中でもただ1点のみしか得られていない。この資料(5図10)は戸神遺跡出土の石製紡錘車で、9世紀前半の住居跡から検出されたものである。側面と下面に多数の線刻がされており、「有」と「×」が文字状に認められる(井上1996b)とされている。絵は側面に描かれており、「寺線刻画」(井上 同)とされるものである。

ちなみにこの「寺線刻画」は、屋根の上部を紡錘車の上面(小さい方の面)に向けて描かれており、上面を上にした状態で線刻したと考えられる。

11(茨城県尾島貝塚祭祀跡遺跡58号墳／5世紀末)の側面には、幾つかの線刻の中に四脚動物が線刻されている。

またこれらの他に、前述した鴻巣市新屋敷遺跡D区では、5世紀末の古墳の周溝から出土した石製紡錘車に、放射紋・渦巻紋・木葉紋や人物と思われる線刻のほかに、鹿と推定される線刻が施されていた(報告書は1998年3月刊行予定)。管見で知り得た、絵の線刻された紡錘車の資料は残念ながら以上であった。

b北島遺跡例の線刻の内容

今回の北島遺跡の調査で検出されたS J 46出土の紡錘車は、上面・下面とも種類は判然としないものの、明らかに花が線刻されている。そして側面にも、明確さに欠けるか植物とおぼしき線刻が、1箇所ないし2箇所観察される。

私見ではあるが、この紡錘車の下面にみられる花の線刻は均整のとれた意匠であり、上面の花も走り描き

したかのような線刻ながら、比較的整っている。側面の植物を描いた線刻で、右側のもの（G～H）は花・茎・葉の各部分が比較的わかり易く表されてはいるものの、上面・下面の線刻に較べてやや雑な印象を受ける。但しこれは、側面という狭い面に線刻したためでもあろうか。

これに対して左側のもの（B～CまたはD）については、植物を描いていると仮定して、上面・下面のものに較べて植物としての表現が稚拙で雑であるといえよう。このことは、図中において右側にあたる植物の線刻と比較してもいえると思われる。線の数は多いがどこからどこまでの線刻が、植物のどの部分を表現しているのか、さらにどういった形状を示しているのかも推測しづらい。

たとえこれが植物ではなく、何か別のものを表現しているとしても、やはり同様のことかいえるのではなかろうか。

この線刻は文様・装飾や文字とも考えにくい。記号よりも絵として考えた方が、可能性が高いと思われたため、その前提の基に検討をしてきた。上面・下面が花で、側面には植物を左側を上に見立てて線刻していることから、この線刻も植物と仮定して各部分を観察した結果植物であると推論するに至った。

植物であるか否かに関わらず、この箇所の線刻については他の花や植物とは異なる印象を受ける。

しかし、稚拙または粗雑であるという印象は、側面のE・Fの部分の線刻についても同様で、記号であるのか文字であるのか判然としないのである。

c 線刻の実例 文字・その他

Dの文字については、資料の収集・整理が間に合わず、ここでは掲載することはできなかった。そのため具体的な点数・内容については言及できないため、現状における印象を私見として述べるにとどめる。

紡錘車の大部分は無紋であり、何らかの線刻があるものの中で最も少ないのでCの絵、次いで少ないのでDの文字、そしてAの文様の順になるのではなかろうか。Bの記号とEのその他については、安易にはには

扱いにくい面がある。

つまり、記号に関してはBのところで既に述べたように、何を以て記号と判断するか、という問題がある。文字として判読できないため、あるいは現在の我々の眼には文字として映らないものを記号と推定しても、実は文字として線刻されていた可能性が存在する。このため概に「記号風」な線刻を記号として扱うには、危険性を伴うといえよう。

あるいは逆に、記号として線刻されたものを、無理に文字として「判読」してしまう可能性も否定できない。

Eのその他については、A～Dのいずれとも判断できない線刻を想定したもので、具体例を提示できるには至っていない。本来ならば、無紋・無線刻のもの・線刻をもつものの他に、墨書きもつ紡錘車も扱われるしかるべき問題である。

しかし、小稿で再三再四述べているように準備不足に過ぎるため、線刻をもつ紡錘車のみを対象としている。この範疇で現状において推定できるのは、点数的に多い順に無紋・無線刻→文様→文字→絵（および記号？）であると思われる。

さて話が脇道にそれてしまったが、線刻文字について続けることにしたい。

文字数的には、1～2字のごく短いものから、10字前後に達すると思われるものまでが存在する。複数字にわたる線刻でも、単数または複数の文字が何箇所も記されているものから、内容的に一続きになっているものも存在する。また、両者の混在する例も想定される。

文字の内容としては、残念ながら以下の5点を考え得たにとどまる。

- 1)：吉祥文字
- 2)：地名
- 3)：人名
- 4)：日付（年・月・日）
- 5)：その他

順序は逆になるが、まず初めに5)その他について触

れておきたい。線刻された文字のうち、1)~3)いずれとも判断できないものが一括してこの項に含まれてしまうことになる。線刻が1字・2字のみであり、その文字 자체の意味は判読もできるものの、その字がその紡錘車に記された意図が分からない、という例が多いといえる。

この分野で成果を上げておられる既述の中沢 恒氏の業績から、群馬県内の資料ではあるがこの点に関連すると思われる主なものを掲げてみたい。但しこれらはいずれも筆者(鈴木)の主観によるものである。

- ・「下」(前橋市荒子小学校遺跡2・3/8世紀後半)
- ・「土?」(吉井町矢田遺跡7/8世紀後半)
- ・「利」(富士見村見附遺跡/9世紀後半)
- ・「有」・「合」・「木」または「米」

(前橋市芳賀東部团地1遺跡/9世紀後半)

- ・「山?」(同2遺跡/時期不明) など

線刻されている文字の各々の意味は分かるが、それぞれの紡錘車における意味が判然としない。しかしこれらの中には、1)~3)に含まれるべきものもあるのかも知れない。さらに、1)~3)のどれかに該当する文字の一部分が線刻されている可能性も否定できないのではないか。

文字数が少くなれば、そこから得られる情報はより少ないものとなってしまう。その限られた文字そのもののからの検討も欠かせないが、ある文字情報の一部分のみが記されている可能性も検討する必要があるといえよう。

1)の吉祥文字の範囲については、内容的にめでたい文字や、そうなるようにとの願いを込めたであろう文字も含めて良いと思われる。「大」・「生」・「十」・「秋」・「福」・「美」ほかが知られている。

この点に関しては、5)について述べた事柄と関わってくる問題である。

また、めでたい文字そのものや、願いとはや異なるが、魔除けの呪文と思われる例も存在するととの考えもある。そしてこの中には中国の文献に出典が求められるものもあるという(註1)。

2)~5)についてはここで述べるだけの準備がない。1)も含めて、これらの幾つかが組み合わされて用いられた可能性もあるのではなかろうか。

Eのその他については、文様・装飾・記号・絵・文字以外の線刻を指すが、現状においては具体的な例を見出せなかった。しかし、1つの可能性としてここに掲げることにした。

(4) 北島遺跡例についての小結

北島遺跡第14地点のS J 46・59から、線刻をもつ紡錘車が出土をした。しかもS J 46出土の紡錘車は遺存状況も良く、線刻自体も比較的明瞭であった。

そこで、この2点について小考してみたが、いえる事柄はごく僅かでしかなかった。少し箇条書きしてみる。

a 第46号住居跡出土例

- 1: 上面・下面・側面の3面ともに線刻をもつ。
- 2: 上面は一輪の花が描かれているが、特定の花を描いたものであるか否かは不明である。
- 3: そしてこの上面の線刻は、下面のものに較べてやや粗雑である。

4: 下面も一輪の花が描かれており、その形状から見て「蓮」が描かれている可能性が考えられる。

5: そして私見ではあるが、この線刻は丁寧で均整のとれたものである。

6: 側面には1ないし2点の植物と、記号または文字風の、独立もしくは半独立の線刻が4点程みられる。

7: これらの線刻には、線の明確なものとあまり明確ではないものとが混在する。

8: 線刻が摩滅の影響を受けている可能性は低いと思われる。

線刻に明確で太めの線と不明確で細目の線があるのは、ただ単に線刻する際の力の強弱によるのか、あるいは道具の違いであるのか、結論するには至らなかつた。

下面に描かれている花については、やはり蓮の可能性が高いのではないか。ややこじつけの感はある

が、第一印象で得た蓮という見解は強まりこそそれ、弱まることはとうとうなかった。

全体的に観ても、部位的に観察しても、蓮が一番可能性が高いと思われる。しかし、もし下面の意匠が蓮であるならば、上面についてはどうであろうか。

上面と下面の意匠についての可能性としては、

ア) 上面=特定の花(現状では不明)、下面=特定の花(蓮)

イ) 上面=花(特定の花ではない)、下面=特定の花

(蓮)

ウ) 上面=特定の花(現状では不明)、下面=花(特定の花ではなく蓮に見えるだけ)

エ) 上面=花(特定の花ではない)、下面=花(特定の花ではない)

の4組が考えられるが、ウ) の可能性はごく低いものと思われる。根拠の薄いまま、個人的にはア) またはイ) の可能性を考えたい。

下面の意匠が蓮であるとすれば、上面の意匠については不明であるものの、やはり仏教を連想するのではないかろうか。

S J 46は造構的にも遺物的に他の住居跡と違はない。また周辺の造構や遺物にも、特に際立ったものは検出されていない。まったくこの遺物に対してのみの推測であるが、仏教を意識した意匠であると考えたい。

但し「仏教」とはいっても、仏教のどういった内容をどの程度意識してのものであるかについては、当然のことながら言及することはできない。

b 第59号住居跡出土例

9 : 上面と側面に線刻をもつ。下面にはないと思わ

れるが、あるいは摩滅して線刻として読みとれない可能性もある。

10 : 全体的に線刻は不明瞭で、紡錘車として使用されたことによって摩滅していると考えられる。

11 : 上面は、内周は細くて不明瞭な線刻が残存しているのみで意味不明である。外周は幅広で長楕円形を呈するキズ状の部分がみられる。

12 : そしてこのキズ状の部分は、人為的な可能性がある。

13 : 外周には内周や側面にみられる細い線刻はない。

14 : 側面には細い線刻の他に、上面外周にみられるキズ状の部分とが混在する。

15 : 側面の線刻は、1つ1つが独立しているものが多く、文様とは考えにくいが、記号であるのか文字であるのかは不明。但しこれらの線刻は、摩滅によって本来の姿を失っている可能性がある。

16 : 側面にあるキズ状の部分は、側面を区画している可能性が考えられる。

おわりに

今回の調査で検出された2点の線刻をもつ紡錘車について、少し検討してみた。しかしそり得た範囲内では、絵が線刻されている例があまりに少ないため、現状でいえることは実に限られたものになってしまった。S J 46で検出された資料については、以下の花を蓮とみて、そこから単純に仏教との関連を考えた。

類例を待つとともに、北島遺跡例そのものを観察し直し再考してみたい。

(鈴木孝之)

註1 若松良一氏のご教示による。

3 北島遺跡についての小結

はじめに

すでに述べたように、北島遺跡の調査は調査原因違いはあるものの今回で4回目に当たる。しかし、北島遺跡全体の中でみれば、これまで発掘調査されたのはごく一部分にとどまるといわざるを得ない。

今後もさまざまな調査原因によって、北島遺跡の発掘調査が行われ、その結果さらに北島遺跡の全容が明らかになっていくであろう。北島遺跡全体の総括については今後に委ねるとして、ここでごく大まかなまとめをしておきたいと思う。

(1) 第1次調査

第1次調査（第1～8地点・第5図参照・以下同じ）では7～9世紀代を中心とし、中近世まで続く集落跡が検出された。またこれらの他に、弥生時代中期の土器や古墳時代前期の住居跡が確認された。

主な造構としては住居跡202基・掘立柱建物跡55基をはじめとして、土壙197基・井戸跡27基・溝跡157基など実に数多くの造構が確認された。これらの内容については、第1次調査に入る時点では造構数・密度・遺跡の広がりのいずれをとっても予想もしなかったものであった。

調査開始時点では、遺跡およびその周辺は水田地帯であり、地形的な起伏はほとんど認められなかった。

昭和22年撮影の米軍写真をみると、この地域は既に耕地の整備が行われており、この際に微地形も失われたと思われる。しかし、明治陸軍の測量図を見てもこの地域は水田として表現されており、この段階では地形的な起伏は小さかったと推定される。

北島遺跡は、現状からは自然堤防と分からぬような微高地でも大規模な集落が存在する可能性がある、という事実の好事例ともいえよう。

(2) 第2次調査

第2次調査地点（第9～11地点）は、第1次調査地

点の東～南東方向にある。検出された主な造構としては住居跡6軒・掘立柱建物跡9棟・土壙29基・井戸跡1基・溝跡85条などがある。概ね7～10世紀代の集落跡といえる。

第2次調査地点は調査面積が小さいものの、造構の内容や密度からみても北島遺跡の中心からは外れないと推定される。第1次調査地点と第2次調査地点の間には河川跡が検出されており、おのおの別個の自然堤防上に立地していると思われる。

そして北島遺跡の中心は、第1次調査地点である第1～8地点が存在する自然堤防上に立地していると考えられる。

第2～4次調査地点（第9～16地点）は、この旧河川から現：新星川までの間に位置し、概ね東西に展開すると思われる自然堤防上に立地していると考えられる。

但し、それぞれが1つづつの自然堤防地形であるのか、または各々幾つかの自然堤防地形が存在しており、それが度重なる土砂の堆積作用によって、地形的な起伏がなくなってしまっているのかは不明である。周辺は、現状ではほぼ平坦な地形を呈しており、往時の地形をうかがい知ることは困難である。

(3) 第3次調査

第3次調査地点（第12・13地点）も第1次調査地点の東～南東方向にある。検出された主な造構としては住居跡6軒・掘立柱建物跡9棟・土壙29基・井戸跡1基・溝跡85条等々が挙げられる。

概ね8～10世紀代を中心とし、一部中世にまで及んだ集落跡といえる。またこれらの他に、第12地点では古墳時代前期の集落も検出されている。

遺跡自体はまだ東～南東方向に続くとは思われるが、造構の密度からみても北島遺跡の中心からは外れていると考えられる。

(4) 第4次調査

1 概要

今回の第4次調査地点（第14～16地点）で検出された遺構は住居跡116軒・掘立柱建物跡62棟・土壙144基・井戸跡41基・溝跡253条・ピット1201基などで、8～12世紀代を中心とし、一部中世にまで及ぶ集落跡といえる。

この他に、绳文時代晚期終末～弥生時代中期の土器・石器が確認され新たな知見となった。特に弥生時代中期の土壙群と再墓葬は、内容的にも資料の少ないものであり、今回の調査でも特筆されるべき成果の1つといえる。

なお、今回の調査では北島遺跡において初めて道路状遺構が2箇所検出された。そのうちの1つは東流する新星川（左岸）の方から北に延びており、しかも2×3間で東側に庇をもつ大型の掘立柱建物跡を迂回する形で、西に屈曲していた。

地形的にみて、新星川は当時も存在していた可能性が高いのではなかろうか。その場合、道路状遺構は河川敷につながっていたということになるのであろうか。この地点は、渡河点あるいは船の接岸地点ともいえる場所であったのであろうか。

これらの点については根拠をもったものでは無論ないが、この道路状遺構と河川との関係、掘立柱建物跡の性格、そして道路状遺構との関連、さらにこの道がどこに向かって延びているのか等々、興味深い問題である。

2 土師質環

また遺物としては、ロクロ成形した後、体部下半～底部を手持ちでヘラ削りする土師質の环が、第4次調査の特徴の1つといえよう。今回の調査範囲の中では、主に北西の比較的狭い範囲内で検出されている。

なお本文中の観察表では、筆者の（鉢木）の不手際から、機種として「土師器环」となっているものがある。これらについては、「土師器环」とこの場で訂正したい。この遺物の検出された具体的な遺構としては、

第14地点：SD 1（第226～228図）、SD 4（第234図

SD4-5）、SD 5（第235図-5）、SD 17（第237・238図）、SD 22（第240図-2）、108-96グリッド（第242図）

第15地点：SD 16（第338図-3）

第16地点：SE 1（第383図-1）、SX 1（第402図-4）、SD 39（第418図-6・7）、SD 104（第421図-7）等々が挙げられる。

またこの环は、第2次調査においても第10地点のSD 3からも、2点検出されている（中村1989 第67図2・3）。これらの遺物は大部分が溝跡からの出土であり、分布しているのも限られた範囲内である。

とくに第14地点のSD 1では、1箇所（104-89グリッド）から44点が一括投棄されたかのように、まとまって出土をした（第212図・写真図版47・48）。これらのうちには3～4点が正位の状態で重なり合っている例もみられた。重なり合っていない环についても、大部分は正位の状態であった。なおこの地点では、遺構確認面より若干低い位置の覆土内から、浅間B軽石が薄く層状に検出されている。

同地点SD 17でも、溝跡底面より若干浮いた位置から20点程が、比較的集中した形で検出されている（第214図・写真図版51）。SD 1・SD 17とも、环の大部分は完形もしくは完形に近い状態であった。

ロクロ成形。基本的には、底部外面をヘラ削りした後、手持ちで环を逆位にして、反時計回りに回転させながら、ヘラを手前に引いて体部下半を削ったと思われる。

底部外面には、指頭による圧痕と思われる箇所が観察される例がある（第226図3・4・11・15他）。これについては、环の体部外面を手持ちでヘラ削りする際に、人指し・指側を环部内面に添え、親指を底面外間に当てて环を回転させていく段階でついた痕跡ではないだろうか。私見ではあるが、环を左手で持ち回転させながら、右手でヘラを手前に引きながら削ったと考えたい。

またこれとは別に、体部外側の中位付近に指頭による圧痕が巡っているものも存在する（第242図）。

また底部外面のヘラ削りについては、一回もしくは

複数回削っていても、削りの方向は大部分が1方向である。しかしこの他に、削りの回数が複数で、方向的にも複数あるものも存在する（第242図5・9～11など）。

以下に少し箇条書きしてみる。

1 体部外面の成形

aヘラ削りのみ（第226図4・5他）

bヘラ削り+指頭による押さえ（第242図9～11他）

2 底部外面の成形

aヘラ削りのみ（第226図6・7他）

bヘラ削り+指頭による押さえ（第226図11・15他）

3 底部外面のヘラ削りの方向

a一方向のみ（第227図18・25・32他）

b複数方向（第242図5・6・9・10他）

なお、3-bは体部外面と同じく、坯を回転させながら底部をヘラ削りするものである。そして、ヘラ削りの方向や坯の回転方向が、体部のヘラ削りと一致するもの（第242-6）と、逆になっているもの（同図10）とがみられる。組み合わせからみると、以下の4種類となる。

A：1-aと2-aと3-a（第226図6・7他）

B：1-aと2-bと3-a（第226図11・15他）

C：1-bと2-aと3-a（第242図4・7）

D：1-bと2-aと3-b（第242図9・10他）

第226図12は、底部を回転させながらヘラ削りをする1-aと2-bと3-bの組み合わせの可能性を考えたが、再度見直したところ方向の読み誤りと分かった。ここに訂正しておきたい。

タイプとしてはAとBが最も多く、Dがこれに次ぐ。1-bの体部外面の指頭による押さえでは、押さえを時計回り（または坯を左回り）で送っていると思われる。

前者（A・B）の組み合わせでは、器高の高いものと低いものがみられるが、後者（C・D）では概ね器高が高く底径の小さなものが多いといえよう。さらに、タイプC・Dの坯は108-96グリッドという1つのグリッド（9×9 m）内に集中している。

この範囲内からは11点の土師質環が出土したが、そのうち10点はCまたはDであった。残る1点はAであったが、器形的にはC・Dの組み合わせをもつ环の器形に近いといえる（第242図1）。

既に述べたように、この土師質環の出土地点は調査区内においてもごく限られている。その中ではA・Bは比較的分散していると見なすこともできるが、C・Dについては1つのグリッド内だけからの出土であった。そしてこのグリッド内では、Aのタイプの环が1点混在していたことになる。

言い換えるならば、

a) A・Bのタイプが集中して出土している遺構または地点では、C・Dのタイプは出土していない。

i) C・Dのタイプが集中している地点では、Aのタイプが1点ではあるが混在している。

ということになる。しかしこれは、あくまでも現状での検出結果からのものである。

なお、第14地点（10）グリッド出土遺物・表面採集遺物の項（P260）で述べたが、108-96グリッドから出土した土師質環は、SD 7の覆土上層から出土である可能性がある。

これらの土師質環は、器形的にも法量的にも幾つかのタイプに分けられるが、胎土は共通しており、土師器などの胎土とは明確に区別できる。明瞭な特徴としては、角閃石が多量に含まれることで、一見して他と識別できる。この胎土について検討する場合、河川の流域との関わりも見逃せない課題となろう。

今回の調査で検出されたこれらの土師質環は、管見では類例がなく、実に興味深い資料である。しかし出土遺構が溝跡という性格から、これらの時期についても、判然としない。現状では明確な根拠もないままに、10世紀の後半前後と考えているのみである。

数多い問題点を自分なりに整理し、稿を改めたい。

おわりに

今回の発掘調査地点である第14～16地点は、新星川のすぐ北側に位置しており、北島遺跡の南限に相当す

る。南東方向については、今回の調査の結果谷地形が南東方向に聞く形で広がっているのが確認され、この地点で北島遺跡が収束していると判明した。遺跡の端部であること、第9～13地点での遺構の密度の低さ等から、今回の調査地点の遺構密度もそれ程のものではないと予測していたが、検討課題が実に多く検出される結果となった。

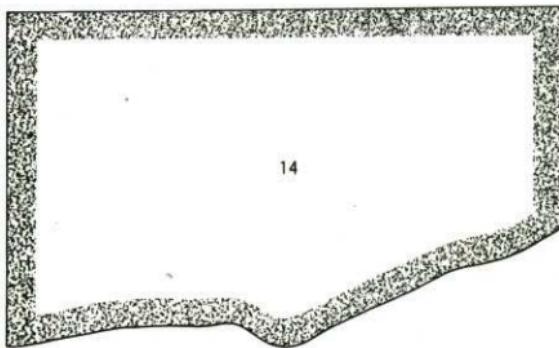
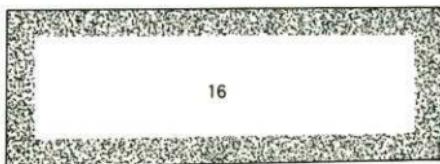
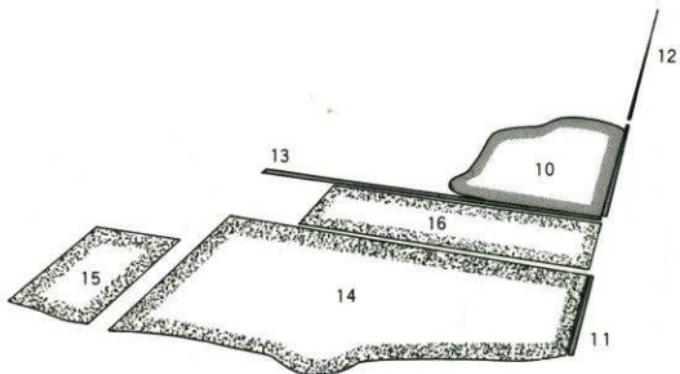
それにも関わらず発掘調査の成果を活かすことができなかった。我が怠慢と不勉強をまた思い知るのみという結果となつた。ことにここで触れた、線刻をもつ紡錘車と土師質坏に関しては、再度検討し直して発掘調査・整理担当者としての責任の一端をもう少し果たしたいと思う。

(鈴木孝之)

引用・参考文献

- 浅野 哲樹 1998 「北島遺跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第81集
- 井上 尚明 1986 「群馬塚・古井戸」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第64集
- 井上 雄雄 1987 「線刻をもつ紡錘車一群馬県における事例を中心としてーー」『古代学研究115』古代学協会
1996a 「紡錘車の基礎研究(1)ー群馬県を中心としてー」『研究紀要13』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 1996b 「[”] (2)ー群馬県を中心としてー」『専修考古学6』
- 上原 真人 「蓮華文」日本の美術No359 文化庁
- 大谷 徹 1991 「北島遺跡(第12・13地点)」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第103集
〃 1997 「『鹿』を描いた紡錘車ー鴻巣市新屋敷遺跡D区」『埋文さいたま第28号』埼玉県埋蔵文化財調査センター
- 大塚 昌彦・小林 良光他 1983 「有馬条里遺跡」渋川市発掘調査報告書 第7集
- 金子 正之 1983 「下向河原・下河原下・本代・下河原上遺跡」昭和58年度熊谷市埋蔵文化財調査報告書
1984 「三尻遺跡群 上社・下社遺跡」昭和58年度熊谷市埋蔵文化財調査報告書
1985 「三尻遺跡群 黒沢館跡・種ノ上遺跡」昭和59年度熊谷市埋蔵文化財調査報告書
1986 「三尻遺跡群 若松遺跡・黒沢遺跡・東道跡」昭和60年度熊谷市埋蔵文化財調査報告書
- 川口 潤 1989 「光屋敷遺跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第82集
- 行田市郷土博物館 1996 「第10回企画展 ハスの古代芸術」
- 栗原 文蔵 他 1974 「胸堀」埼玉県遺跡発掘調査報告書 第41集
- 埼玉県立博物館 1995 「武藏武士 古代の文字」常設展示資料
- 坂井 隆 1993 「元総社寺田遺跡・下高瀬上之原遺跡出土の八稜鏡」『元総社寺田遺跡I』群馬県埋蔵文化財調査事業団発掘調査報告書第156集
- 寺社 下博 1983 「女塚遺跡」熊谷市埋蔵文化財調査報告書
1984 「天神下・土用ケ谷戸遺跡」送電線路増強工事(東埼玉線)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書
1984 「天神下・土用ケ谷戸遺跡」送電線路増強工事(東埼玉線)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書
1984 「中条遺跡群」熊谷市埋蔵文化財調査報告書
- 杉山 洋 「今様の鏡」と「古林の鏡」一出土八稜鏡より見た平安時代の鏡』『MUSEUM No481』東京国立博物館
- 鈴木 孝之 1983 「5 紡錘車について」『後張II』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第26集
- 立石 盛司 他 1983 「後張II」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第26集
- 中島 宏・杉崎茂樹 1984 「池守・池上」埼玉県教育委員会
- 中村 倉司 1990 「北島遺跡(第9・10・11地点)」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第88集
- 松島 宗治・相澤 貞順他 1984 「芳賀東部团地遺跡!」芳賀团地遺跡群 第1巻
1988 「芳賀東部团地遺跡II」芳賀团地遺跡群 第2巻
- 人見 駿朗 1988 「尾島貝塚 宮の脇遺跡 後九郎兵衛遺跡」茨城県教育財團文化財調査報告書第46集

写真図版





北島遺跡周辺（南西より）



調査地点全景（合成写真）

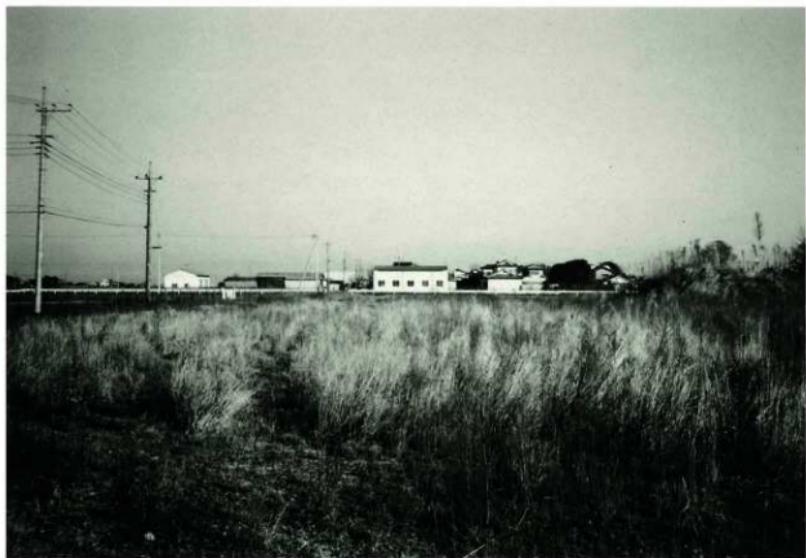


北島遺跡周辺（昭和22年撮影・米軍写真）

第14地点



第14地点東部（西より）



第14地点現況（西より）



14点東部全景（東より）



14地点現況（東より）

第14地点



第22・23号住居跡下層
縄文出土状態



弥生土器集中地点(II2-I01G)



弥生土器集中地点(II2-I01G)



弥生土器集中区



弥生土器集中地点
遗物出土状况(II2-101G)



第49-51-22-20-21-23号土壤
(弥生)

第14地点



第51号土壤断面(弥生)



第13号土壤(弥生)



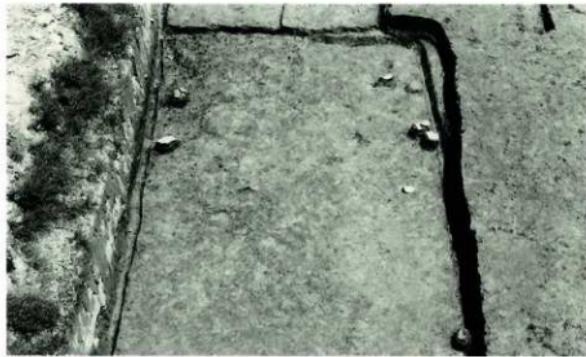
第13号土壤遗物出土状况
(弥生)



第3号住居跡



第4・5号住居跡遺物出土状況

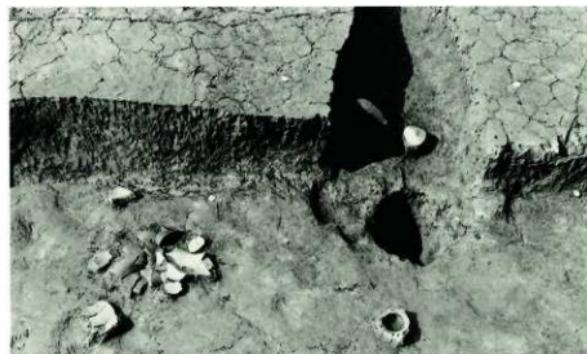


第5号住居跡遺物出土状況

第14地点



第8号住居跡遺物出土状况



第8号住居跡遺物出土状况



第11号住居跡



第12号住居跡遺物出土状況



第15号住居跡



第15号住居跡カマド
遺物出土状況

第14地点



第16号住居跡



第16号住居跡ピット 2
遺物出土状況



第17号住居跡



第17号住居跡遺物出土状況



第17号住居跡遺物出土状況

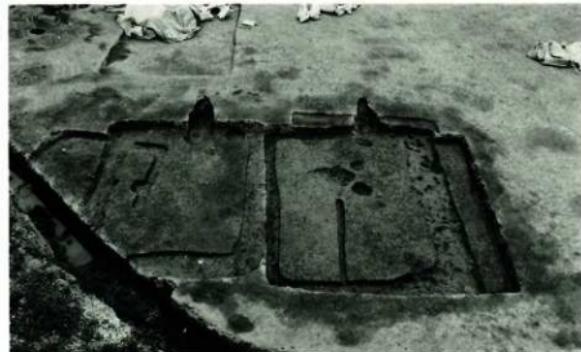


第17号住居跡カマド

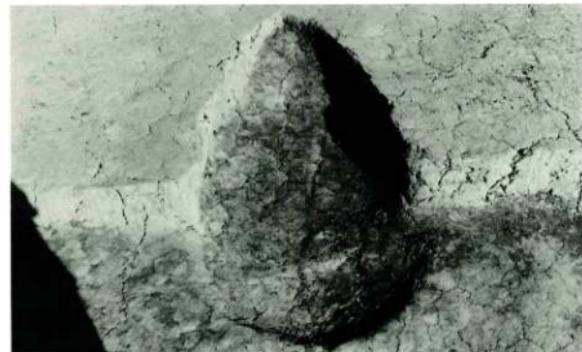
第14地点



第19号住居跡



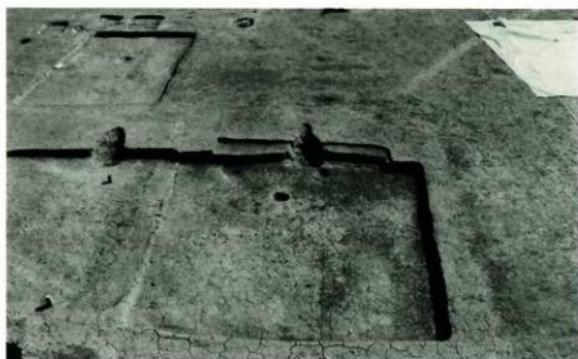
第21・22・24・25・26号住居跡



第21号住居跡カマド



第22・23号住居跡



第21(左)・24(奥)・25号
住居跡



第24号住居跡カマド

第14地点



第27号住居跡



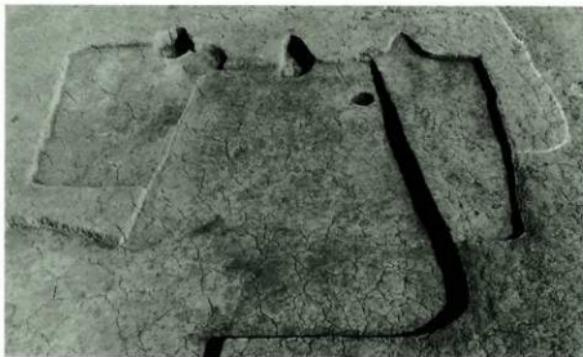
第29号住居跡カマド
遺物出土状況



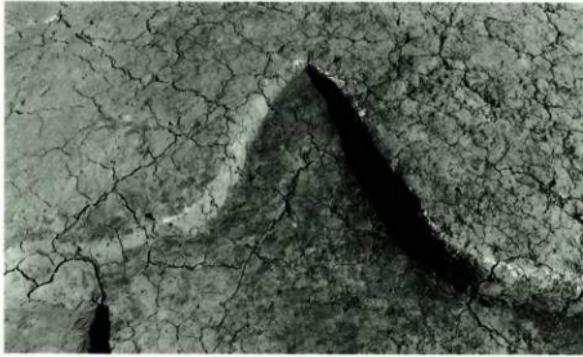
第29号住居跡遺物出土状況



第29号住居跡遺物出土状況



左より第33・30・31・32号住居跡



第31号住居跡カマド

第14地点



第33号住居跡マド



第36号住居跡



第38号住居跡



第39号住居跡



第40号住居跡



第41号住居跡

第14地点



第41号住居跡カマド



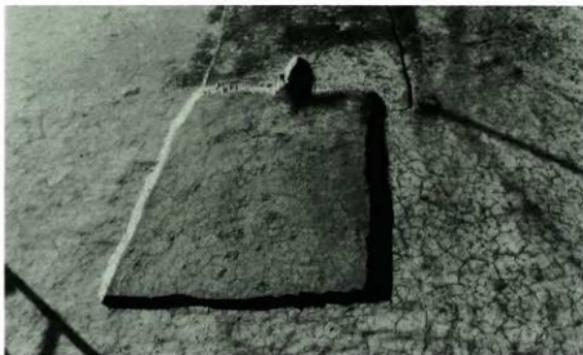
第42(奥)・第43号住居跡



第42号住居跡北カマド



第42号住居跡東カマド



第44・45(奥)号住居跡

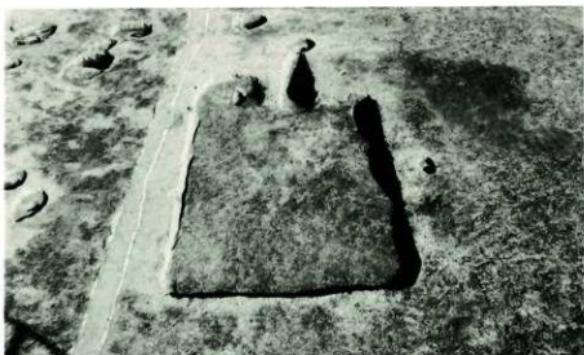


第44号住居跡カマド

第14地点



第45号住居跡カマド



第46号住居跡



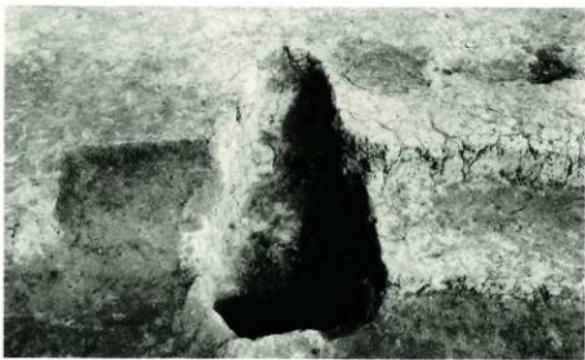
第46号住居跡カマド



第46号住居跡紡錘車出土状況



第47(左)・48号住居跡



第47号住居跡カマド



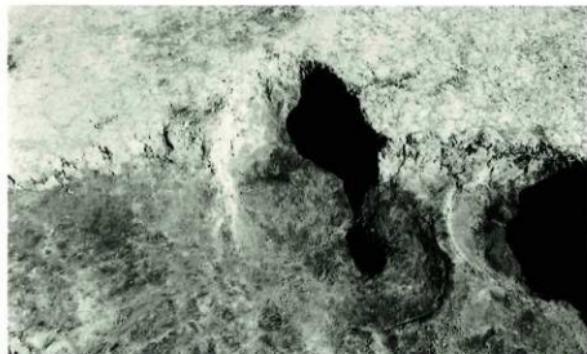
第47号住居跡カマド
遺物出土状況



第47号住居跡カマド 2



第48号住居跡カマド
遺物出土状況



第48号住居跡カマド



第49号住居跡



第49・50(奥)号住居跡

第14地点



第49号住居跡カマド I



第51(右)・52号住居跡



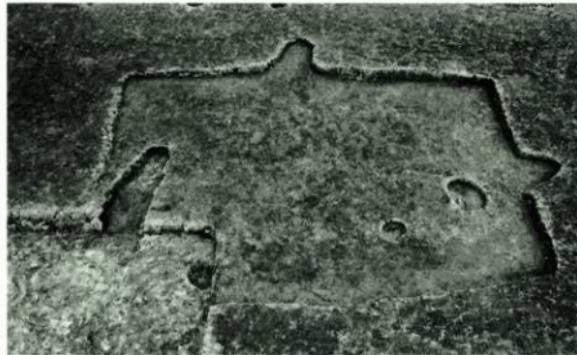
第53号住居跡



第54号住居跡



第55(奥)・56号住居跡



第57号住居跡

第14地点



第57号住居跡東カマド



第58号住居跡



第59号住居跡